

社団法人仮設工業会

【枠組足場用手すり枠の使用基準】

1. 適用範囲

この基準は、社団法人仮設工業会が認定する枠組足場用手すり枠について適用する。

2. 組立方法等

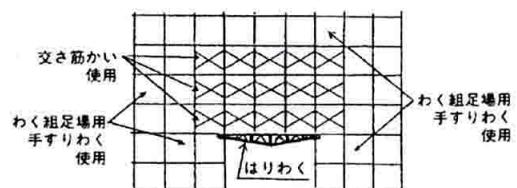
枠組足場において、枠組足場用手すり枠を使用する場合は、労働安全衛生規則等に定められる足場に関する規定によるほか、次によるものとする。

(1) 共通事項

- ① 枠組足場用手すり枠を用いて足場を組み立てる場合は、床付き布わくを各層各スパンに用いること。
- ② 安全帯の取付設備として使用できるものは、第1種の枠組足場用手すり枠とすること。
- ③ 枠組足場用手すり枠を親綱、控え、壁つなぎ、足場板等の支持点または資材等の荷揚げ等のつり元としないこと。
- ④ 枠組足場用手すり枠には材料等を立てかけないこと。
- ⑤ 枠組足場用手すり枠には乗らないこと。
- ⑥ 枠組足場用手すり枠の各部は、著しい損傷、変形又は腐食のないものとすること。
- ⑦ 足場の組立及び解体時において、最上段に設置された枠組足場用手すり枠は、荷取り作業等においても取り外さないこと

(2) 交さ筋かいに代えて、交さ筋かいを取り外して使用するタイプの枠組足場用手すり枠を使用する場合

- ① 組み立てたときの足場の高さは、4.5m 以下とすること。
- ② 建わく(標準わく及び簡易わく)の許容荷重は、34.3kN とすること。
- ③ 枠組足場の一部にはりわくを用いる場合にあっては、はりわくの上部(はりわくの端の上部を含む。)の3層以内には、枠組足場用手すり枠を用いないこと。



- ④ 枠組式型わく支保工には使用しないこと。ただし、交さ筋かいを全層全スパンに取り付けた場合にはこの限りでない。

(3) 第1種の枠組足場用手すり枠を安全帯取付設備として使用する場合

- ① 枠組足場用手すり枠1枠につき1人の使用とすること。
- ② 安全帯ランヤードのフックは、枠組足場用手すり枠の手すり材にかけること。
- ③ 枠組足場用手すり枠を設置した作業床と衝突の恐れのある床面または機械設備等との垂直距離が 3.5m 以下の場合は、安全帯を必要としない措置を講ずるか、安全帯の性能を考慮し、落下阻止時の床面等との衝突について安全性を確認した上で使用すること。